「個に宿す影―河合隼雄『影の現象学』捕註」河合隼雄編
『「個人」の探求―日本文化のなかで』、NHK出版局、2003年2月25日、297-328頁

「個」に宿す影――『影の現象学』補註

稲賀繁美

●「日本文化と個人」を論ずるうえで、日本文化あるいは日本人の内側のみに注目するのは、このうえなく危険だろう。日本人でない人びと、日本ならざる文化に晒してみてはじめて、何が〃日本〃なのかも見えてくる。またその際、「欧米」を基準に「日本」を特異化する姿勢の孕む偏向も、今日では広く指摘されている。本稿では、南アフリカに生を享け、サン人（ブッシュマン）を乳母とし、日本軍捕虜体験をもつローレンス・ヴァン・デル・ポストの著作を手がかりに、異文化間の葛藤と衝突のなかに析出する「個」、その東西価値観の対立と、その対立のなかに射す「影」に注目し、東洋、西洋そしてアフリカの魂の共鳴の三点測量から、教訓を読み取りたい。

『種子と蒔く人』(1963)はローレンス・ヴァン・デル・ポスト(一九〇六~九七)の、第二次世界大戦中はジャワにおける日本軍捕虜体験に基づく小説である(『影の獄にて』1987由良君美/富山太佳夫訳、思索社。以下翻訳は断らぬ限りこの邦訳より)。この小説は、戦争捕虜収容所という極限の環境にあって、日本人の魂と西欧人の魂との触れ合い、それも互いに許容することのできない価値観の相克の現場での、相互の和解と許しを模索する。ここには「個」の現象学をめぐる、河合隼雄の思索にとって、重要な示唆がある(河合1976)。

その冒頭近くには、南アフリカのサヴァンナにおけるカモシカたちの、実に印象的な叙述が見られる(p. 86~)。そのなかでまず最初に「ストンピー」と呼ばれる一頭のカモシカにまつわるエピソードを取り上げたい。アフリカの魂、とりわけ人間ならざる第三項として、倫理的葛藤における原型的な仲介役を演じるのが、この「ストンピー」であり、このカモシカの落とす〈影〉が、小説の通奏低音として、登場人物たちの行動に思わぬ影響を与え、「個人」を個人たらしめつつ、その背後に控える、不可視の世界への案内役ともなっているからだ。ストンピーとは何なのか。その解明が、本稿の目的となる。

●――ストンピーあるいはサヴァンナの犠牲

「ストンピー」は、角に畸形(きけい)があったため、群れから拒絶された牡の離れジカだった。「一方の

角がサフラン色の耳のうしろに曲がり、もう一方は発育不良で、ねじれた突き出し方をしている」(p. 88)。この畸形ゆえに「ストンピーは、自らを排除した天体の周囲をとこしえに回り続ける宿命の衛星として、〈地球に対する〉月を思わせる境涯に甘んずることとなった。この役割でならストンピーは群れにとって大きな価値がなくもないのだ。絶えずひとりで、人間と猛獣の危険にさらされているせいで、ストンピーは瞠目すべき知性と鋭い危険予知力をもつようになった。つねにまず彼が危険を感じとる。それからパステル・カラーの淡い毛皮と、海の泡のような腹と、牧神パンの足のように黒光りのする足を日光にきらめかせながら、続けざまに空中に大きくジャンプして、危険を知らせる。この手でせっかくのチャンスを潰され、獲物なしで帰るときには、怒りのあまりストンピーに銃口を向けたいこともしばしばであった。しかし畸形の動物にたいする奇妙な同情が、いつもわたしたちを制止していた」(pp. 88-9)。

この孤独で障害を背負った動物に、動物界と人間界の媒介役にして、犠牲の標的を見ることはたやすい。群れ全体が、その群れから追放された個体のお陰で危険から保護されている。物語の語り手セリエは、その傴の弟から、こうも教えられる。「群れはストンピーを仲間外れにしてるけれど、だからかえって他のやつよりも余計に群れとつながっているんだね」と。拒絶もまた連結の証(あかし)、というわけだ(そして、この弟の言葉が、自分自身の畸形を、ストンピーへと投影したものであることも、明らかだ)。動物と人間との狭間に立って、ストンピーは文字どおり境界線上に生きている。並外れた知性と磨き上げられた勘もまた、身体的な不具を補うものとして、彼

に授けられている。ここでは不具が、超能力獲得の必須条件として理解されている。彼を常に死の淵へと追いやる原因が、また同時に彼をそこから保護してもいる。思えば、外交官という職業は、職業柄直面するさまざまな危険に対処する義務を期待される限りにおいて、外交官特権を享受する。この意味ではストンピーは、カモシカの群れが選んだ外交官だった、といってよい。

だがあるとき遂に、この外交官ストンピーは、この物語の語り手によって、銃殺される。いつものように群れを狩人たちの罠から安全圏に導き出すや、彼らの安全を確かめたストンピーは、射手のいる蟻塚を真っすぐに見返した。「きっと純粋に勝ち誇った表情を浮かべて」。それは「わたしには耐え難いこと」(p. 93) で、セリエは思わず引き金を引いてしまう。「ストンピーは弾丸のショックを、跳ね上がりもせず、よろめきもせずに受け止めた。わたしが蟻塚の背後から立ち上がっても、たまゆらそのままの姿勢で、驚きもせずわたしを見つめている」。

このストンピーの死は、ギュスターヴ・フローベールの名声を確立した『聖ジュリアン伝』(1877) を喚起させる。周知のとおり、『聖ジュリアン伝』では、猟師ジュリアンが大鹿の眉間(みけん)に矢を打ち込む。「大鹿はそれを感じた様子もなかった。巨大な動物はたちどまり、族長か裁き手のごとく燃える眼」でジュリアンを見据えた末、前足から倒れ込む。「呪われてあれ、呪われてあれ、呪われてあれ」、と三度ジュリアンに呪詛(じゅそ)を投げつけたあとで。

死の瞬間は「真実の瞬間」ともいいならわされる。『聖ジュリアン伝』の文学的記憶をも呼び覚ますストンピーの死は、犠牲獣の威厳と聖性とを読者に印象づける。ストンピー殺害は、セリ

エにとって、本能的でもあれば不可避でもあっただけに、無配慮な行為だったが、この行為によってセリエその人も、聖ジュリアンに負けず、「呪われ」た、といってよい。彼は今や一つの〈影〉につきまとわれる。だがその〈影〉はまた祝福でもあった。

後年、日本軍の捕虜となったセリエは、ジャワの捕虜収容所で夜空を見上げ、こう漏らす。「ぼくには星を出し抜くことなんかできない。あの星と同じで、夜のなかにすっかり浸りきっていて、ひとつの影をひいていくんだ」(p. 143)。今やストンピーの運命は、セリエその人の運命に重ね合わされている。あたかもストンピーの犠牲が仲間の群れを救ったように、セリエもまた、日本軍の選ばれた犠牲となることで、仲間の連合軍捕虜たちの命を、大量虐殺の危機から救うことになるだろう。影を引く星を見るセリエは、なかば無意識のうちに、自分が殺したストンピーの運命を、今やほかならぬ自らが負わされたことに、気づく。大鹿の殺害という罪つくりな所業がジュリアンを聖人にしたのと同様、ストンピーを殺害したセリエもまた、日本軍捕虜収容所での己が殉教を通じて、いまひとりの「聖人」となってゆく。

●——セリエの〈殉教〉

セリエの〈殉教〉にいたる問題の場面は、大島渚による映画『戦場のメリー・クリスマス』でも取り上げられたから、記憶にとどめておられる読者も多いことだろう。捕虜全員が野外に整列

を命じられ、命令不履行の科で、責任者と見なされた英国人士官、ヒックスリ＝エリスの即刻処刑が開始されようとする。この一触即発の危機にあって、セリエは決然と列から歩みでて、指揮官ヨノイに無謀とも見える接近を果たし、衆人環視のなかで、指揮官の両頬に接吻をする。あたかも「フランスの将軍が、兵士の勇気を讃えたあとでそうするように」(p. 152)。

この逸話が作家の想像力の産物であるにせよ、何らかの体験に裏打ちされたものであるにせよ、ここには異文化接触の機微に対するしたたかな洞察が込められている。事実、作者はこう伏線を張っていた。「日本人は男と女のキスを、どんなに自然な形のものであっても、最も猥褻な行為と考えることも、覚えていないか?」(p. 153)、と。フランス軍内部での出来事ならば最高の栄誉ともなるべき場面が、日本社会の社会慣習や道徳律では、最悪の辱めとなる。とりわけ指揮官が鬼畜米英たる捕虜によって辱めを受けるなど、予測だにできない突発事態だった。だがこの思わぬ事件のために、殺戮の暴走は、すんでのところで未然にくい止められる。「われわれすべてを閲兵場におもむかせた危機は、たちまち遠ざかる航跡のなかに船尾から擲りこまれた廃物のように、われわれの背後に消えてしまった」(p. 153)。だが捕虜たちの生還の代償として、日本軍士官を侮辱したセリエは、見せしめよろしく頭部だけを地上に残して生き埋めにされ、数日の後、仲間たちの目前で息絶える。

この事件が発生する直前に、セリエは、自分の南アフリカ軍帽につけてもらった、金属製のカモシカのバッジに目を向ける。いつのまにか、その片方の角がもげていた。それを見た彼は、不

思議な感興を抱いた、とある。こうしてセリエは、神秘的な符合に導かれ、ストンピー殺害の罪を、おのが犠牲によって償った。両者はともに己が死をもって、仲間たちの〈贖罪〉を果たした。今〈贖罪〉という言葉をあえて用いたが、ここにキリスト教の観念が投影されているのは明らかだ。世界の罪を被り、人々の身代わりとなって自らを十字架にかけたイエズス・クリスト。その磔刑の道を「まねぶ」(イミタチオ・クリスティ)セリエを描いたこの逸話は、筆者自らによって、「クリスマスの朝」と名づけられ、その「クリスマス三部作」の中心を占めている。

●——日本側の犠牲

これに先立つ第一部、「クリスマス前夜」の語るのは、日本人軍曹ハラの物語だ。セリエの死が、日本軍による無数の非人道的扱いや残虐行為を代表するものなら、ハラ軍曹は、この一見したところ非合理で野蛮と形容するほかない、日本人的獣性の具現だろう。この第一部は早くも一九五四年に、『影の獄にて』と題して公刊されていた。そこでハラ軍曹はすでに、捕虜たちに対して狂信的な暴行を加える、粗野な人物として描かれていた。

「ごくわずかしかなかったわれわれの本を、すべて提出させ、そのなかに〈キス〉という言葉か、〈キス・シーン〉にふれた言葉があれば、すぐさまその不届きなページを破り捨て、みなの面前で焼きすてることにきめたのもハラであった。〈日本人の道徳〉に反するというのだ。われ

われの思想を〈浄める〉と称して栄養失調でフラフラのわれわれを一回に二日間もぶっとうしで食事を与えずに、狭いすし詰めのタコ部屋に押し込め、無言の行をさせ、歪った不浄な西洋人の臍をたたきなおす瞑想とやらをさせたのもハラだ」(p. 10)。

ここにはすでに第二部への伏線——セリエの接吻のもちえた意味とその〈殉教〉への予感——とともに、物理的な劣勢と悪条件を、ひたすら精神主義によって挽回しようとした、日本軍捕虜収容所の劣悪な状況も描かれている。「西洋人の弛んだ精神」を「たたき直し」矯正しようとする「教育」、とりわけ「精神注入棒」による殴打は、軍隊組織のなかで、なかば自然発生的に推奨され、外国人捕虜のみならず、日本軍の新兵、韓国や台湾から徴用された軍属さらには現地動員の人びとにも、さまざまな形で、あらゆる口実を見つけては、無差別に——あるいは差別を助長し反目を煽るべく——適用された。それは被害者の側から見れば、日本軍の非理性的行動の証であり、捕虜虐待の暴行は、ジュネーヴ協定違反を立証する明白な証拠となる。だが——もとよりジュネーヴ協定の存在など知らず、それを侵犯するべく教育されてきた——ハラ本人には、罪を犯しているといった意識は微塵もない。「瀕死の男を殴打しながら、おまえらのいかん点は、要するに〈精神〉だ、おまえらの〈なっとらん考え〉、〈ちゃらんぽらんした気がまえ〉だ。そんな気持ちでおるから、日本軍の戦意を阻止しようとして仮病など使うようになりおる、などとどな」(p. 23)ることで、ハラの行動はあくまで首尾一貫している。

その論理的必然として、敗戦後、ハラはどうして自分が連合軍軍事法廷によって有罪を宣告さ

れ、死刑に処せられるにいたったのかを理解できない。話者ロレンスは、ハラが処刑される前夜にその独房を訪れた際の二人の会話を伝えている。「あなたが日本人で、わたしと同じ地位と責任をゆだねられ、同じ行動のしかたをする場合、たぶんあなたも、この程度に罰したり殺したりしたはずで、程度を越えていたとは考えません。(中略) もしわたしが、あのくらい厳格に苛酷にしなかったら、あなた方は精神が崩壊して、死んでいたことでしょう。なぜならあなた方の考え方は実にまちがっていたし、〈生きて虜囚となった〉あなた方の恥もまた実に大きなものでしたから。わたしがいなかったら、ヒックスリ＝エリスも彼の部下たちもみんな絶望のあまり、〈空港建設の土木工事に徴用された〉あの島で死んでしまっていたでしょう。食料と薬品を搭載した船が来なかったのは、わたしの罪ではありません。わたしはただ、捕虜をたたいてでも生かせ、たたくことでもっと努力させることしかできなかったのです」(p. 37)。その判断のどこが間違っていたのかわからないハラは、どこが間違っていたかを教えてもらえば、自分は「毅然(きぜん)として死ねるでしょう」とロレンスに訴える。

●――『世紀の遺言』との通底

これは日本人自身の告白というよりは、証言も拒絶して沈黙のままに処刑された多くのB級(軍事協定違反)、C級(人類に対する罪)戦犯の胸の内を、西洋の論理に鋳直して翻訳した言葉

と見るべきだろう。この証言は、虚構仕立てではあるが、あたかも、かの『世紀の遺書』を要約したかの印象を与える記述といってよい。『世紀の遺書』とは、戦争犯罪人として一九四五年一一月から五一年四月までの間に処刑されたり、監獄で病死した一〇六八名に上る(旧)日本軍軍人や市民の遺書をまとめた書物だ。さらに、空港建設工事に伴う食料や薬品調達の失敗ゆえに、主計官が死刑宣告された実際の有名な判例も、あるいは著者ヴァン・デル・ポストの脳裏にあったのかもしれない。そうした無言の訴えをハラに代表させたうえで、話者はこう反応する。

こんな裁判に何のとりえがあろう。いまハラを、彼の掟でもなく、またハラがかつて聞いたことさえない掟の下に、弾劾することは、ちょうどハラやハラの上官が、われわれのものではない日本の掟に違背したからといって、われわれを罰したり殺したりしたのと、まさに同じ悪なんだ。(中略)かれは正しい理由に立って、悪いことをしたといえるだろう。しかし、まちがったしかたで正しいことをいま行っているわれわれに、どうしてこのことの清算ができよう。ぼくに考えつくどんな罪も、過去を取り戻すことはできそうにない。恥ずべき過去をさらに生き延びさすのが関の山だ。だからこういう訳の分からない、またわかろうともしない復讐心ほど、〔計算高く、しかも不毛な〕ものはないといえる(p. 37 引用者により一部改変)。

鶴見和子の古典的な研究によれば、『世紀の遺書』にまとめられた一〇六八通の遺書を統計的に分析処理する限りにおいて、そのうち八七・四%は、自分たちが有罪判決を受けた理由を、復讐以外には理解できずにいる、という（もっとも、個人の意思を統計的に処理する暴力、また朝鮮からの徴用者や、「日本人」を強制された半島あるいは台湾出身軍属、現地徴用者への求刑などが、さらに込み入った分析を要請することは、いうまでもない。今はこの鶴見の論文が、戦後プリンストン大学ではじめて受理された、女性による博士論文の一つだったことを確認するにとどめよう）。

ハラの告白にも見えるとおり、そして、多くの裁判記録からもすでに判明しているとおり、これらの軍人たちが、仮にジュネーヴ協定にある捕虜の扱いに照らして有罪を宣告されないような行動を日本軍内部でとっていたならば、彼らは日本軍の軍規違反によって、とっくに処罰あるいは即刻処刑されていたはずである。実際、一九四一年に東条内閣は、ジュネーヴ協定を、西欧世界の価値観を反映したものとして批判し、今後日本政府はこれを遵守する意思をもたず、捕虜の扱いも「日本流」をもってする旨の方針を決定し、その徹底を軍部へ通達している。連合軍軍事裁判のいまひとつの問題点は、軍規・軍令への絶対服従を条件とする日本軍の服務規定にもかかわらず、被告たちには軍規・軍令を拒絶する、個人的な自由意思があったはずだ、との前提にのっとって判決が下されていることだ。

●――〈悪〉の抑圧とその反動

結果として、(旧)日本軍関係の被告は、戦中自分たちが、そうと知ることなくジュネーヴ協定を犯すように命令され、戦後その無知ゆえに求刑される、というダブル・バインドの境涯に置かれることとなる。ヴァン・デル・ポストによるハラ軍曹の造形が、暗にこうした状況への作家の理解と洞察を含んでいることは、改めて指摘されるに値する。こうした状況下で、少数のキリスト教信者や半島出身者などの例外を除けば(彼らの日本軍あるいは天皇に対する忠誠は、軍隊内部でもとから疑われていた)、大多数の被告たちは、起訴側の期待に反して、証言台で自己弁護することも拒絶した。再び鶴見の統計分析によれば、被告の九七・五%は、自分が有罪であることを認めぬまま、宣告を理解不可能だが、いわば最初から定められた不可避の運命として受け入れ、自分たちを選ばれた犠牲と納得していった。

戦犯受刑者の八七・四パーセントは、旧日本軍隊の戦争イデオロギーをあからさまに否定するに至らなかった。旧日本軍隊のイデオロギーに嫌悪を表明するか、またはそれを批判したのは、わずか八・九パーセントである。はっきりと戦争反対の立場を表明したのは、わずかに三・四パーセントでしかない。しかし、それら「反戦」の意志表示をしたもののうち「有罪」を認めたものはひとりもいない。また「有罪」を認めた二一・一パーセントのうち「反

戦」の立場を表明したものは皆無である。戦犯裁判は、被告たちが自分たちの戦争犯罪を自認し、その罪を悔い改めることによって侵略戦争否定の立場に到達することを期待したのであった〔な〕ら、その意図は裏切られた。旧日本軍人の再社会化の担い手としての戦犯裁判は、そのかかげた教育目的を果たすことに、すくなくとも旧日本軍人および民間人にかんするかぎり、失敗した（鶴見和子 1988「死者の声——旧日本軍人の非転向と転向」、初出 1970 pp. 153-4 〔 〕内筆者補）。

こうして見ると、軍事法廷は、その最も主要な目的を達成せぬまま閉廷した、とみるほかない。なぜなら、死刑判決を言い渡された被告たちのうち、九割五分を超える人びとが、自らの罪を納得することもないまま、刑死を遂げたからである。だがその副作用は、さらに深刻だったといえるだろう。というのも軍事法廷は、皮肉なことにも、かつて日本軍国主義が被告たちに課したのと同様の心理的抑圧作用を増幅し、繰り返して当の被告たちやその家族へと押し付けることに貢献してしまったからだ。軍事法廷は、それが元来根こそぎにしようとした抑圧体制を根こそぎにするどころか、逆に日本的抑圧体制と、知られざる——あるいは認めるべくもない——共犯を犯し、かえって屋上屋を重ねる結果を招いていた。

この共犯関係は、極東軍事裁判と呼ばれ、「文明の裁き」と謳われた歴史的な法廷において自らを生け贄（にえ）とした人びとの犠牲なくしては、贖罪されることはなかったろう。実際、『世紀の遺

書』に収められた遺書の多くは、その家族への最後の言葉に、自分たちが戦後の日本復興さらには世界平和実現のための避けられぬ犠牲であったことを理解してほしいとの訴えを綴っている。だがそれは必ずしも功を奏したわけではなかった。そのことは、戦後半世紀を越えた昨今、自称、自由主義陣営による「自虐史観を越えて」と称する反動形成によって、脆くも露呈しつつある。ここに敗戦後日本人一人一人の「個」としての心に射す〈影〉の作用を認める必要もあろう。

●──死者の魂を慰めること

ハラの運命をセリエの〈殉教〉と併置することで、ヴァン・デル・ポストは〈悪〉を鎮めるために払われるべき犠牲のあり方を示した。ではそうして〈悪〉に捧げられた生け贄たちの鎮魂はいかにあるべきなのか。これが「クリスマス三部作」の問うべき、最後の課題となる。

ヨノイもまた死刑宣告を覚悟していたが、懲役七年の求刑の後、四年後に恩赦となった。帰国するに際して、ヨノイは没収されていたセリエの遺髪を受け取る。それは彼自らが、死にゆくセリエの頭部から切り取った遺品だった。「自分がいままで会ったなかで、いちばん立派な男の髪の毛」、それをヨノイは祖先の御霊を祭る御社に奉納する所存だった。この男に後世の住処を与えんがために。一度は自らの手でその供養を果たす機会は失われたものと覚悟したヨノイだった

が、無事帰国を果たすや、ヨノイは、例の髪を神社の浄火に捧げた旨の丁重な手紙をロレンスによこした。「社前に赴いて深く礼をし、鋭く柏手うって、祖先の御霊に帰朝を報告し、祖霊に読んで戴くべき、つぎの詩を奉納した、と」ヨノイは告げる。

春なりき。
彌高き祖霊畏み、
討ちいでぬ、仇なす敵を。
秋なれや。
帰り来にけり、祖霊前、我れ願う哉。
嘉納たまへ、わが敵もまた。

In the spring,
Obeying the August spirits
I went to fight the enemy.
In the fall,
Returning I beg the spirits
To receive also the enemy.

この逸話（詩の邦訳は「戦中派」由良君美）は、とりわけ大島の『戦場のメリー・クリスマス』（フランスでの公開題名はFURYO〔俘虜〕と意味不明だった）を見た欧米の観衆には、残念ながらよくは理解されなかった様子である。ヨノイがセリエの頭髪を切り取った行為が、フェティシズム――ロケットの記念品――と誤解されたのには、大島の意図的な同性愛を強調した演出の影響も否定できまい。そこで原著者が伝えたかった意味をよりよく汲むためには、いささか唐突かもしれないが、竹山道雄（一九〇三―八四）の『ビルマの竪琴』との比較も無駄ではある

まい。

占領下の戦後間もなく、一九四六年に青少年に向けて竹山が発表したこの作品には、竪琴の名手として水島上等兵なる人物が登場する。孤立して抵抗を続ける友軍に降伏命令を伝達すべく本隊を離れたまま行方不明となっていた水島上等兵は、本隊への復帰の途上、ムードンの町のイギリス人の経営する病院で、賛美歌の合唱を聞く。それは収容されて亡くなった日本軍兵士を慰霊する葬礼だった。

異国人がこういうことをしてくれているのです。治療して、葬って、その霊をなぐさめるために祈ってくれているのです。私はあのシッタン河のほとりの、それからそのほかまだ見ない山の上、森の中、谷の底の、このビルマ全国に散乱している同胞の白骨を、そのままにしておくことはできません！（竹山道雄著作集七、福武書店、p. 159）。

そして水島上等兵は、自分が伝えたはずの『はにゅうの宿』を、ビルマの少年が練習しているのを耳にする。

あの『はにゅうの宿』は、ただ私が自分の友、自分の家をなつかしむばかりの歌ではない。いまきこえるあの竪琴の曲は、すべての人が心にねがうふるさととの憩いをうたっている。死

んで屍を異郷にさらす人はきいて何と思うだろう！　あの人たちのための、魂が休むべきせめてささやかな場所をつくってあげるのでなくて、――おまえはこの国をさることができるのか？　おまえの足はこの国の土をはなれることができるのか？（同上 p. 160）。

酒井直樹のように、こうした竹山の設定に歴史的限界を指摘することは、あまりにたやすいだろう。水島上等兵を救ったのが「首狩り族」の現地人というのは、今日では到底許容されない人種的偏見丸出しであろうし、現地を踏む機会も得ずに小説をなした竹山の無知を嗤うのもたやすい。慰霊を願う右の場面にあって、植民地支配者であるイギリス人の高徳さばかりを強調して、現地ビルマの人びとに対する日本人としての罪悪感が微塵もない無神経さを糾弾することもまた、今日竹山を論ずる場合に、ポスト・コロニアルな論者が、自らの政治的な正しさをいつのるためにも、不可欠の手続き、といえるだろう。軍国主義に対抗した「日本の良心」たる竹山道雄にして、この程度の弁えしかなく、結局は植民地主義容認にも等しい西欧崇拝しか示していない。『はにゅうの宿』に敵味方をつなぐ精神的絆を見る構想そのものも、政治的現実から遊離した旧制一高教師の、空虚な教養主義の戯画、といえばいえよう。こんな作品に文部大臣賞や毎日出版文化賞が授与されたという、占領下日本の知的閉鎖性を嗤うことも容易だろう。

そうした当然の批判――それは竹山が流行らせた、といってもよいシュヴァイツァー・ブームに及ぼう――は考慮に入れたうえで、しかしそうした糾弾が、竹山そして敗戦直後の日本の人び

との視野に切実だった問題を無視する、その限りでない物ねだりの糾弾であることも否定できまい。過去を糾弾する権利、さらには義務が後世にあるか否か、の倫理的議論は他に試みたので、今ここで踏み込む意図はない。ただ、糾弾する姿勢によっては癒すことのできぬ問題にこそ、竹山が直面していたことだけは、確認しておきたい。無論、「癒す」などという態度そのものを受け入れがたいとするイデオロギー的立場もありえて、それを否定する意思はない。だが癒しを拒絶するような歴史（イストワール）＝物語など、竹山がこの青少年向けの小説で目指した境地とは無縁なことも、また事実だろう。自分の学生たちを戦場に赴かせ、おめおめと戦死させた慚愧（ざんき）の念が、竹山の出発点にあり、それは水島上等兵の口を借りて、つぎのように表明されている。

まちがった戦争とはいえ、それにひきだされて死んだ若い人たちに何の罪がありましょう。イギリス人も日本人も、おたがいに霊ははやこの世をはなれた人々です。それを共にまつることをお願いしても——せめてその片はじに人知れずおくことをおねがいしても、よもや、亡きイギリス人たちは無礼をとがめはされぬであろう。それどころか、ほほ笑んで、手をとって、自分たちの壇の上に招じてくださるであろう。あの山の中の村での停戦の夜には、生きた人々が敵も味方も手をとりあった。それならば——（p. 165）。

近年の英国やオランダにおける対日戦勝五十周年記念（そこでは、日本人のある牧師が日本の

罪科を謝罪しようとして、謝罪の権利そのものを拒絶されている。日本人に謝罪など許さない、というわけだ）、また靖国神社への天皇や政府関係者の公式参拝を決して容認しようとはしない近隣諸国の反応を見ても、この竹山の祈りがあまりに楽天的だったことは明らかだろう。たとえ自分の意思に反して引きだされた戦争だろうと、日本軍の兵士であったからには、到底慰霊の対象などとはなりえぬ戦争犯罪人であり、死んでもなお慰霊になど値しない、とするのが、今日なお国際社会の常識であり、またそうした見解が、この国の良心的とされる論壇においても、改めて反復されている。

●——復讐と癒し

このように、竹山の主張は、今日から見れば、あきらかに反動的と目されても致し方なく、非体制派、少数派の意見でしかない。だがその竹山の主張は、日本軍の被害者であったはずの当事者、ヴァン・デル・ポストの個人的な心情と、驚くほど似通っている。ジャワの捕虜収容所での生活と、そこからの解放をより実録的に綴った『新月の夜』でポストはこう告白する（この作品は、ヴァン・デル・ポストが自分を理想視しようとする傾きもあり、また広島・長崎への原爆投下に、日本軍収容所捕虜たる自分たちの生命を救った事件、のみならず、人類の救いを見る視点などもあって、批判の多い著作ではある）。

わたし自身としては、戦争裁判には、いかなる形であろうと、これに真っ向から反対していた。極東の各地に設定された戦争犯罪審判の将校たちに協力することは、お断りした。日本人たちの支配下で苦しんだ経験もないヨーロッパ出身の検察官たちをして、捕虜だった我々以上に我々の苦しみについて、苦い感情を抱き、復讐心に凝り固まっているような存在へと仕立て上げてしまうプロセスには、それが完全に虚偽だとはいわぬにせよ、何かしら現実離れしたところがあるように見受けられた。ここには、人間精神のおおいなる、古典的にして運命的な逸脱の種子がある。これが、私の信ずるところ、集団的な意味でも個人的な意味でも、およそ記録された人生や時代の主要な悲劇のほとんどの原因といえそうで、それは今日の世界で我々が直面する悲劇においては、とりわけ罪深いものなのだ（*The Night of the New Moon*, 1970, p. 121 ここは拙訳）。

後世による評価はとにかく、竹山とヴァン・デル・ポストという同時代人の認識は、復讐を超えた和解を目指す姿勢において、かつての敵味方の立場を超えた共鳴現象を呈している。そして実際竹山は、ヴァン・デル・ポストの小説「影なす獄」が、由良君美によって一九六二年、「世界ノンフィクション全集」に「マラヤの虜囚」として翻訳されるや、訳者に対してその読後感を私信で伝えたという。一方、竹山の『ビルマの竪琴』はイシカワ・キンイチに続き、ハワード・

ヒビットの訳で、一九六七年にはユネスコの現代作品コレクションの一冊として英訳されるばかりでなく、それに先立ち市川昆監督によりまず最初の映画化がなされ、一九五七年のヴェネチア映画祭サン・ジョルジュ賞を受賞している。

だがはたしてヴァン・デル・ポストに、竹山の作品を知る機会があったのか否か、それに何らかの反応が残されているのか否か、筆者は目下のところ知るところがない。ヴァン・デル・ポスト来日のおり、あるいはその後の何度かの文通の機会に、そうした質問ひとつしなかったのが、今となっては悔やまれる。

とはいえ、ヴァン・デル・ポストと竹山道雄とが、ともに賛美歌や民謡に秘められた癒しの力と、敵味方を超えた伝達の威力を信じ、それに頼って創作をなしていたことは、なかなかに意味深い。竹山の物語にあっては、日本の敗戦を知らぬ部隊が連合軍に向かって最後のバンザイ突撃を敢行する寸前に、ふと流れた『はにゅうの宿』のメロディーが、両軍を包み、奇跡的な相互理解が成立する。かくて、この日本部隊は平和裡に武装解除され、祖国の無条件降伏を伝えられる……これが現実というよりは、むしろ竹山の夢にすぎなかったことは否定できまい。だがそこに歌われる望郷の念にだけは、偽りはなかったはずだ。その有名な歌詞は、竹山の原著でもヒビットによる英訳でも省略されているので、いま英文でそれを引く。

An exile from home splender dazzeles in vain

Oh, give me my low, thatched cottage again.

竹山における Home sweet home に匹敵する意味を担うのは、ヴァン・デル・ポストにおける Abide with me である。

Abide with me : fast falls the eventide,
The darkness deepens : Lord with me abide.

一九八〇年日本に招かれたとき、日本側の友人たちからこの曲を手向けられたヴァン・デル・ポストは、すぐさま日本軍捕虜収容所における、ある逸話を思い出していた。「どうみても運命に魅入られていたとしかいえない、我がオーストラリアの小隊が、日本の捕虜収容所での度重なる処刑のあとで、とある日曜日の夜、この曲を歌った様が、今でも私の耳朶を離れない。とりわけ力強かったのが、オランダ植民地軍の慇懃なアンボン出身の軍人たちの、それは深いバスの声だった。それを黙らせようとする日本軍兵士の制止をものともせず、かれらは、オランダ語で Heer Blypt met my と、それは決然たる態度で歌い続け、日本軍の歩兵小隊の試し切りの標的に選ばれた三名の仲間を精神的に支援しようとした。その結果、名もないこの三人の兵士たちは、あたかも自分たちの婚礼にでも行くような様子で、死地へと赴いたのだった」(*Yet Being Someone*

Other, 1983, Penguin, ed. p. 334　拙訳)。

死せる者、死に行く者たちに対して、竹山とヴァン・デル・ポストがともに示す慰霊の心とは何なのか、それが本論に最後に残された問いである。

●―――「内なる影」の共鳴

詩的な呪文には、死せる者と生ける者とをつなぐ魔力が宿っている。この考えは、日本では能・謡曲に、とりわけ顕著に見出せる。ローレンス・ヴァン・デル・ポストは、若干二〇歳の一九二六年に、森勝衛船長率いるカナダ丸で、南アフリカから日本への航海を経験しているが、この初来日のおりに『墨田川』を見て大きな衝撃を受けた、という。ポストによればこの体験が結局はベンジャミン・ブリテンをして能舞台へと導く遠因となり、ついにはこの作曲家をして、Curlew River と題する、墨田川に着想を得た、教会の教訓劇作詞作曲へと向かわせることとなった。『カリュー・リヴァー』は一九六四年初演、リヴレットは、ポストと日本への航海に同船した、詩人ウィリアム・プルーマーの担当、本作は日本でも上演の記録がある。

能の大成者である世阿弥の息子、元雅（もとまさ）（一三九四―一四三二頃）によって作詞された『墨田川』は、典型的な複式夢幻能の作品だが、周知のとおり、そこに描かれるのは、さる商人にさらわれた息子、梅若丸を追って東国行脚に出かけ、ついに武蔵の国は墨田川のほとりまでたどり着

いた、京都のやんごとなき身分の母親をシテとする悲話である。すでに半ば正気を失った母は、墨田の川岸で息子の亡霊を目にするが、それはすぐにも苔むした塚の近くに消えうせてしまう。彼女の実の息子は一年前に、この近辺で病気のため没していて、その遺骸を埋めたのが、この塚だったことが明らかになる。曲は、亡き梅若丸の魂を慰める仏教の呪文とともに幕を降ろす。ここで、我々にとって、はなはだ興味深いことは、この『墨田川』の最初期の英訳の、まさしくこの場面で、ヴァン・デル・ポストにとって決定的ともいえる鍵言葉が、不意に出現していることだ。すなわち、ほかならぬ「内なる影」shadow within である。

The voice is heard, and like a shadow too
Within, can one a little form discern.

この翻訳は、Marie C. Stopes, *Plays of Old Japan, The No* (1913, London : Heinemann, p. 94) に見えるものだが、とすれば、あるいは『影の獄にて』のヴァン・デル・ポストはこの訳を読んでいたのではないか、と推測したくもなる。否、逆に、ポストがこのストウプスの訳を読んでいなかったなら、「影」という言葉をめぐる両者の暗合は、両者に直接の関係など認められないだけに、それだけかえって意味深長なものとなる、ともいえようか。いずれにせよ、その自伝といってよい Yet Being Someone Other の、The Shadow in Between と題する章に続いて、ヴァン・デル・ポス

トは、いまひとつの謡曲から有名な和歌を引くのだが、それはHome sweet homeと、疑いもなく濃密な親和性を感じさせる絶唱／辞世だった。

行き暮れて　Night falls,
木の下蔭を　My hospice,
宿とせば　A cherry tree,
花や今宵の　My host,
主ならまし　A flower.
（*Yet Being Someone Other*, p. 320）

和歌の作者は、平忠度（たいらのただのり）、いうまでもなく、源平の騒乱のなか、その詩才を惜しまれつつ、西暦でいえば一一八四年に四一歳をもって戦場の露と散った武将。謡曲ではその亡霊が主人公（シテ）という趣向だが、その『辞世』を直截（ちょくせつ）な英訳に移したヴァン・デル・ポストはこの忠度のことを、「中世日本における、かの恐レヲ知ラズ咎メモシラヌばいやーる」（フランス騎士道の鑑と謳われた騎士〔1476–1524〕）にたとえ、「刀と花」と題する章そのものの中心に据えつつ、この詩人にして武人の運命を見据えている。この忠度の運命のうちに、ヴァン・デル・ポストがかつてセリエの口を借りて述べた、かの「影を引く星」を見ていることは、もはや疑えまい。というのも、首まで生き埋めにされたセリエが断末魔でうわ言のように、嗄（かす）れ声で口にする言葉は、

『はにゅうの宿』とともにまた、忠度の時世をも、否定しがたく直截に、それは強く喚起させるものだからだ。

I rode all through the night,
and far in the distance found the fire,
And beside the fire one who had waited long...　(p. 156)

満開の桜の下に寝そべって、花を今宵の主としたい、という忠度の夢。それは、竹山が水島上等兵の口を借りて「すべての人が心にねがうふるさとの憩いをうたっている」と述べた、あの夢にちがいない。それが home sweet home の呼びかけであり、「家郷からの流謫」にあって、人びとの希う帰還の夢であることは、いうまでもない。水島上等兵も諭すとおり、それは過去の追憶と愛しき人の面影に満ちた映像だろう。だがこの家郷はもはやいかなる国籍にも属さず、そのかなたに位置していて、彼岸の世界と結びついている。ヴァン・デル・ポストは、こうも告白している。忠度のこの歌が、一種の治癒の効能とでもいうべきものを発揮して、捕虜収容所の日々の傷、そして日昼に負う否定的な出来事の傷を、夜の間に癒して取り除き、彼に明日の朝への勇気を与えたものであったのだ、と。

今にしてみれば、なお一層確信のもてることだが、長い出来事多き日々の記憶を消し去ろうとする幾多の水の流れにもかかわらず、この歌なしには、我々が捕虜収容所から生き延びることなどできなかったのは、確かなのだ。だが生き延びたことよりもさらに大切なのは、それ以前の我々とはそれはずいぶんと違った何か something other としてでなければ、到底刑務所を出られたはずがない、ということだ。それは、復讐とか、理解し難いあの、原理主義者じみた正義遂行への希求などとはまったく無縁の、別の個 an other だった (p. 320)。

このまったく別なる「個」の発育は、ヴァン・デル・ポストと捕虜体験を共有した人びとにとっては、それは大切なことだったらしく、彼らは「解放後リハビリのため、イギリスのキャンプに入れられるのがいかにも奇異に思えて、リハビリが必要なのは自分たちではなくて、むしろそのキャンプで任務について居る将校たちのほう」ではないのかという、いわば倒錯した病理的感覚にとらわれた、という。

「他」なる自己の出現〈結論に代えて〉

Yet Being Someone Other という題名は、もちろん T. S. Eliott の有名な詩 Little Gidding からとられている。その Someone Other にヴァン・デル・ポストが込めた真意は、右の引用が伝えている

が、その最終章で、ヴァン・デル・ポストは何度となく、日本の捕虜収容所での体験が、彼をしてこの「もうひとつの個」を発展させるうえで、いかに意味深かったか、を強調している。「その場で即刻殺されかねぬ危機の瞬間や、最終的な処刑命令が繰り返されたりする度に、それを解決したのは、この私の内なる〝他者 other person〟だった」(p. 316)。「その他者が何を言おうとしているかに、最大限の注意をもって聞き耳立てるようになった。それは我々にとってますます、一種の守護天使のようなものになっていった」(p. 318)。そして最後にはこの〝もうひとつの自己〟が、筆者をして、橋渡し役へと導くこととなった——支配するものと支配されるものとの、母国の人びとと異郷の人びととの、そして勝利者と敗者との、さらには生ける者と死せる者との橋渡しへと。

『影なす獄』(1954) でこの「他なる自己」がはじめて出現するのは、物語の語り手ロレンスが、死刑宣告を受けたハラ軍曹を最後に訪れたときだ。自分の行動の何が悪かったのかを教えてほしい、と懇願するハラ。その前で返答に窮するロレンスに、ふいに「他なる自己」が到来し、ハラに向かってこう告げる。「負けることによって勝つ、という途がある、敗北によって勝利を収めるすべを我々はいまから発見しよう」、と。この「負けるが勝ち」を、ハラはとても日本的な思考だと喜んで受け入れるのだが、この言葉が元来どのような文脈で発せられたものだったのかは、さらに二八年後の自伝『それでもなお誰か』(1982)、ではじめて明かされているように思われる。ある日、日本軍司令部に出頭を求められた著者は、そこで日本の無条件降伏の事実を告げ

られるとともに、すでにジャワ人によるオランダ人支配者に対する反乱や蜂起が、収容所近辺でも頻発していることを知らされ、日本降伏後の現地での権力委譲や治安維持のための方策に関して、提言や協力を求められた、という。この瞬間、例の「他なる自己」がふいに現れて、日本軍司令官に対して語ったのが、ほかならぬあの言葉だった。

「皆さんは習わねばなりません」。わたしは自分の内に落ちてきた言葉を覚えている。それはこの言葉が〈いままで虜囚であった〉自分に対してと同様彼ら〈今や敗北を喫した日本軍人たち〉にも当てはまるものだったからだ。「ちょうど私があなたがたの力に捕らわれていた年月を通してずっとそうせねばならなかったように、あなたがたも心して習わなければ。負けることが勝つことになるような途を」（*Yet Being Someone Other*, p. 322　拙訳）。

負けることで勝つこと。それをもってこの論を締めくくりたい。もはやいうまでもあるまい。自らの神々しい死によって、負けることによる勝利を示したのは、ほかならぬあのカモシカのストンピーだった。自らの死を代償に、ストンピーは「誰かいまひとり」の自己をセリエに植えつけ、その影がセリエを導いた。南アフリカ生まれの狩人、ヴァン・デル・ポストその人にとっての、いまひとりの「内なる他者」、その「長く尾を引く」「内なる影」の原型、その種子をなす体験が、ストンピーの逸話であり、そこからやがて壮大な物語が発芽していったことも、今や明ら

かだろう。『種子と蒔く人』は、つぎのような詩とともに、締めくくられる。ストンピーとは何なのか――この問いへの答えも、ここに綴られている。

風と霊、雷（いかずち）と言葉、種子と蒔く人――すべてのものはひとつだ。自分の種子を選んで欲しいと言い、あとは、内部の種子蒔く者に、みずからの行為のなかに蒔いて欲しいと祈ればよい。それだけで、ふくよかな黄金（こがね）なす実りは、すべての人のものとなるのだ。

参考文献

HIRAKAWA Sukehiro, 2000, "The Image of the former British Enemies in Takeyama Michio's Harp of Burma (1948)", in Meng Hua, Sukehiro Hirakawa (eds.), *Images of Westerners in Chinese and Japanese Literature*, Amsterdam : Rodopi, pp. 213-25

POST, Laurens van der, 1954, *A Bar of Shadow*, London : Hogarth Press

POST, Laurens van der, 1963, *The Seed and the Sewer*, London : Hogarth Press

POST, Laurens van der, 1970, *The Night of the New Moon*, London : Hogarth Press

POST, Laurens van der, 1982, *Yet Being Someone Other*, London : Hogarth Press

POST, Laurens van der, 1996, *The Admiral's Baby*, London : John Murray Publishiers Ltd.

※本文での引用はペンギン・エディションより

STOPES, Mary C., 1913, *Plays of Old Japan, The No*, London : Heinemann

TAKEYAMA Michio, 1966, *Harp of Burma*, translated into English by Howard Hibbett, UNESCO Collections of Contemporary Works, Tokyo : Charles E. Tuttle

河合隼雄 1976『影の現象学』、思索社

巣鴨遺書編纂会編 1974『世紀の遺書』、講談社復刻版

竹山道雄、『ビルマの竪琴』、『竹山道雄著作集第七巻』、福武書店

鶴見和子 1988「死者の声」『鶴見和子曼陀羅第三巻』、藤原書店、pp. 100-56

平川祐弘 1980『謡曲の詩と西洋の詩』、朝日新聞社

ポスト、ローレンス・ヴァン・デル 1977『影の獄にて』由良君美・富山太佳夫訳、思索社

武者一雄 1956『生きているビルマの竪琴』、妙義出版株式会社

山折哲雄 2002「死者を許す文明と許さない文明」『本の旅人』十月号、pp. 68-73

山口昌男 1980「ヴァルネラビリティーについて」、『文化の詩学』全二巻；岩波現代文庫版 2002 第一巻、pp. 228-64（稲賀　解説）

*本論は、"Mediators, Sacrifices and Forgiveness : Laurens van der Post's Vision of Japan" として、International Association of Comparative Literature, Pretoria Congress in 2000 で発表した英文を日本語に訳したものである。また別のヴァージョンは Japan Review, The International Research Center for Japanese Studies No. 13 2001, pp. 129-43, にも公表された。詳しい注、またヴァン・デル・ポストと日本との関係などについての補注は、こちらをご覧いただきたい。由良君美氏、山口昌男氏などとともに、いち早くヴァン・デル・ポストに注目し、『影の現象学』の最終章で、異文化交渉における個人の人格にとっての「影」の大切さを、この小説をもとに説いた河合隼雄先生への hommage として、この小論を先生に捧げる。人生の出会いと別れのつくりだす constellation の不思議に、改めて畏怖に似た感情を抱きつつ。

「個人」の探求—日本文化のなかで—

2003(平成15)年2月25日　第1刷発行
2003(平成15)年5月20日　第2刷発行
編著者●河合隼雄

© 2003 Hayao Kawai

発行者●松尾 武
発行所●日本放送出版協会
〒150-8081 東京都渋谷区宇田川町41-1
電話　03(3780)3320(編集)
03(3780)3339(販売)
ホームページ http://www.nhk-book.co.jp
振替　00110-1-49701
印　刷●亨有堂・近代美術
製　本●田中製本

定価はカバーに表示してあります。
乱丁・落丁本はお取り替えいたします。
ISBN 4-14-009318-8 C0036　Printed in Japan

R〈日本複写権センター委託出版物〉
本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、
著作権侵害となります。